

議案第 72 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 19 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 124 号及び第 125 号を削り、第 126 号を第 124 号とし、第 127 号から第 134 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。